

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第5768号

東京都中央区新富1丁目15番3号 新富ミハマビル
債務者 株式会社MAKE. J E T
代表者代表取締役 田口 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂井 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年8月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月6日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第116号

島根県松江市浜乃木一丁目5番88号
債務者 有限会社ストロー・アンド・ウェイ
代表者代表取締役 仙田 道生

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 郁哉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年8月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月24日午前10時30分

松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第873号

仙台市若林区若林一丁目2番41号
債務者 株式会社大久商店
代表者代表取締役 大久 浩司

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 門間久美子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月9日午前10時45分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第157号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地
債務者 有限会社はくら
代表者代表取締役 小野澤志乃

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富沢 大樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午後2時

長野地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第445号

兵庫県西宮市甲子園口六丁目6番1―202号
債務者 日加設備工業株式会社
代表者代表取締役 加藤 靖

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中西 康友
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月26日午前10時30分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第5795号

東京都江東区新砂2丁目5―28、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田東松山下町35番地
債務者 株式会社太子堂

- 代表者代表取締役 吉岡 伸朗
- 1 決定年月日時 令和8年7月31日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 香川 美加
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年9月4日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1711号

横浜市鶴見区北寺尾2―10―4―102
債務者 株式会社天竺
代表者代表取締役 奥田 隆介

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 博毅

- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月9日午前11時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第681号

京都府相楽郡精華町光台一丁目7番地
債務者 株式会社プラザビジネスけいはんな
代表者代表取締役 安食 忠一

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中西 友見
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月4日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1252号

埼玉県吉川市大字三輪野江字南裏通1323番地1
債務者 合同会社T O K I N
代表社員 長久保正彦

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月9日午後1時30分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第147号

宮崎県延岡市松原町一丁目4番地3
債務者 ミツイ水産株式会社
代表者代表取締役 伊藤 吉成

- 1 決定年月日時 令和8年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洲崎 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月4日午後1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和8年（フ）第3692号

大阪府中央区南船場3丁目6番24―302号
債務者 株式会社g l e e不動産
代表者代表取締役 南 敏弘

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 紫音
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月15日午後2時20分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第63号

福岡県飯塚市弁分162番地1
債務者 医療法人仁慶会
代表者理事長 磯部 仁

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月26日午前11時

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和8年（フ）第1830号

名古屋市中区荒子4丁目316番地106号室
債務者 川村タイル工事株式会社
代表者代表取締役 川村 信也

- 1 決定年月日時 令和8年8月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 亮利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月27日午前10時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第165号

三重県鈴鹿市白子四丁目5番5号ハイレジデンス白子1 E
債務者 合同会社I C U B E
代表者代表社員 佐藤 章吾

- 1 決定年月日時 令和8年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 美淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月28日午前10時30分

津地方裁判所破産係